

平成19年2月22日

平成17事業年度決算における剰余金の取扱いについて

筑波大学理事・副学長(財務担当)
泉 紳一郎

本学は、平成18年12月28日付けで文部科学大臣より、平成17事業年度決算における剰余金について、当期総利益10億942万円が翌事業年度への繰越額として承認されました。

これを受けて、今回承認された剰余金を目的積立金として整理し、「教育研究環境等整備積立金」4億2,059万円と「病院再開発・運営改善等積立金」5億8,883万円とに区分しました。

(参照:別紙 利益処分に関する書類)

これらは全て目的積立金のまま翌年度以降に繰り越し、本学の教育研究や将来の病院再開発等に充てることとします。

本学としては、今回承認された目的積立金を有効に活用するとともに、教育研究の充実・発展のため、自立的・戦略的な運営の実現を目指し、より一層の財政上の見直しや外部資金の獲得等に向けて努力してまいります。

別紙

利益の処分に関する書類

(平成19年2月22日)

(単位：円)

当期末処分利益 1,009,422,742

当期総利益 1,009,422,742

利益処分類

国立大学法人法第35条において準用する独立行政
法人通則法第44条第3項により文部科学大臣の承
認を受けた額

教育研究環境等整備積立金 420,590,119

病院再開発・運営改善等積立金 588,832,623 1,009,422,742 1,009,422,742